

令和8年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験における
大学推薦者特別選考実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験における大学推薦者特別選考の推薦要件等について必要な事項を定める。

2 定義

この要領において「大学等」とは、短期大学、大学、大学院、教職大学院及び文部科学大臣が指定する教員養成機関のうち、次項に定める推薦対象の受験区分・教科の一種、二種又は専修教諭普通免許状の課程認定を受けている全ての学校とする。

3 推薦対象の受験区分・教科等

大学推薦者特別選考の対象は、全ての受験区分・校種・教科等とする。(障害者選考と兼ねて受験することも可とする。)

受験区分	校種・教科等
小学校	小学校全科、小学校全科(英語コース)、小学校全科(特別支援)
中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、特別支援
養護教諭	
栄養教諭	

4 推薦人数

制限無し(全ての受験区分・教科等において、次項の推薦要件を満たした者に限る。)

5 推薦要件

推薦の対象となる者は、相模原市立小学校、中学校、義務教育学校教員を志望し、かつ、次の各号全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和9年3月31日までに大学等を卒業(修了)見込みの者
- (2) 受験する受験区分・教科等の教諭普通免許状(特別支援を受験する者については、教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状)を令和9年3月31日までに取得又は取得見込みの者
- (3) 昭和40年4月2日以降に出生した者
- (4) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条による欠格事項に該当しない者
- (5) 学業成績が優秀(優(80~100点相当)の単位数が60%以上)の者
(大学等を卒業見込みの者は学部における成績、大学院等を修了見込みの者は大学院等の成績から算出(小数点以下切捨て))

6 申込手続

(1) 受験者による電子申請

e-kanagawa 相模原市電子申請システム (**大学推薦**) から申請

※一般申込みの e-kanagawa 相模原市電子申請システムとはアドレスが異なります。

※詳細については【別紙1】参照。

※電子申請により取得した整理番号が大学による書類作成に必要となります。

申込期間：令和8年4月3日(金)から同年5月26日(火)午後5時まで受信有効

(2) 大学による書類提出

ア 成績に基づく推薦書

※受験者による電子申請により取得した整理番号が必要となります。

イ 成績証明書(大学等所定の様式)

大学等において提出書類を取りまとめ、書留により、相模原市教育委員会へ提出するものとする。(角形2号の封筒の表面に「大学推薦書在中」と朱書きの上、取りまとめ担当部署、担当者名及び連絡先を明記)

申込期間：令和8年4月3日(金)から同年5月26日(火)まで(当日消印有効)

7 書類審査

相模原市教育委員会は、提出された書類について審査を行い、資格要件を満たしていると判断した場合は、受験者に対し受験票等を交付する。資格要件を満たしていないと判断した場合は、大学等へ連絡し、一般選考での受験とする。

8 選考方法

受験票等の交付を受けた者については、次のとおり特別選考を行う。

(1) 令和8年7月5日(日)に実施する第1次試験(「教科専門試験」、「一般教養・教職専門試験」)のうち、「教科専門試験」を免除する。

(2) 第2次試験については、他の選考区分の合格者と同様に取り扱うものとする。

9 併願制度

・特別選考の大学推薦者で、該当の免許状を両方取得見込の方は、併願制度を利用できません。

(1) 第1希望：中学校教諭(全教科のうちいずれか)／第2希望：小学校教諭

(2) 第1希望：養護教諭／第2希望：小学校教諭

(3) 第1希望：中学校教諭(全教科のうちいずれか)／第2希望：中学校教諭(国語、理科、美術、技術、家庭、英語、特別支援のいずれか)

(4) 第1希望：栄養教諭／第2希望：中学校教諭(家庭)

・第1次試験は、第1希望、第2希望の教科等において、それぞれ結果が出ます。合格し

た教科等のみ本人に郵送で結果通知され、第2次試験に進むことができます。

- ・第2次試験においては、第1希望、第2希望の教科等において、名簿登載、名簿不登載に関わらず、本人に結果が郵送で通知されます。
- ・第1希望、第2希望両方名簿登載となった場合は、第1希望、第2希望のいずれか希望する教科等の採用予定者となります。

10 その他

- (1) 推薦する大学等及び受験者は、申込手続前にあらかじめ、令和8年4月3日(金)に公表する「令和8年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験実施要項」の内容を確認するものとする。
- (2) 大学推薦による選考試験に合格した者は、教職大学院又は大学院修学のための採用期日の延期はできないものとする。
- (3) 課程認定を受けている校種・教科等以外で推薦する場合、課程認定されている免許状及び推薦校種・教科等の免許状を取得又は取得見込みの者に限る。
- (4) この要領に定めるもののほか、大学推薦者特別選考の実施に際し、必要な事項は別に定める。
- (5) 令和7年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験において「大学3年生等早期チャレンジ」の合格者で大学推薦者は、第1次試験を全て免除します。